

経営事項審査の再審査申立ての手続きについて

令和 8 年 6 月 2 5 日

奈良県 建設産業課

令和 8 年 7 月 1 日、建設業法施行規則の一部を改正する省令が施行され、経営事項審査の審査項目及び基準の一部が改正されます。これに伴い、改正前の評価方法に基づく審査の結果の通知を受けた方のうち、以下の要件を満たす場合、今回改正される新基準での再審査を申立てることができます。

なお、あくまでも改正前の旧基準で受審した経営規模等評価結果を新基準として算出し直すものであるため、改正による変更点以外は当初の申請の内容を変更することはできませんのでご注意ください。

※改正内容については奈良県 HP に掲出の『「経営規模等評価審査申請の手引き」の改正について』等をご確認ください。

1. 対象者

再審査の申請日時点で改正前の基準での「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」が有効期限内（審査基準日から 1 年 7 ヶ月以内）のものをお持ちの建設業者の方。

※但し、再審査の対象となる以下の項目について申請がある場合に限ります。

- （１）その他の審査項目（社会性）の項番 5 2 「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度の宣言の有無」について、審査基準日時点で宣言を行っている。
- （２）その他の審査項目（社会性）の項番 6 2 「建設機械の所有及びリース台数」において新たに評価対象となった機械（アスファルト・フィニッシャ、不整地運搬車）を所有している。

2. 受付期間

令和 8 年 7 月 1 日（水）～令和 8 年 1 0 月 2 8 日（水）の間の開庁日

3. 手数料

かかりません

4. 申請方法

受付は奈良県庁分庁舎 6 階 奈良県県土マネジメント部建設産業課 経営事項審査窓口にて行います。申請する前日までに来庁または電話によりご予約のうえ来庁ください。郵送による申請は原則受け付けません。

受付場所：奈良県奈良市登大路町 3 0 番地 奈良県庁分庁舎 6 階

予約電話番号：0 7 4 2 - 2 7 - 5 4 2 9 F A X：0 7 4 2 - 2 7 - 5 3 1 3

※大臣許可業者は主たる営業所を管轄する地方整備局へ申請してください。

5. 再審査及び通知書発行までの所要日数

おおむね30営業日をめどに、申請者宛に郵送します（代理人宛に郵送を希望する場合は送付先並びに申請事業者名を記載した宛名ラベルを添付してください。宛名ラベルは奈良県のHPからダウンロードできます）。

6. 必要書類

提出書類（正本各1部、申請者控各1部）

※●：必須 ▲：該当する場合に必要

書類の名称（様式番号）	区分※	備考
経営規模等評価申請書（再審査申立書） （様式第二十五号の十四）	●	記載要領を参照
工事種類別完成工事高/工事種類別元請完成工事高 （様式第二十五号の十四 別紙一）	●	再審査の対象となる申請書の写し（収受印のあるもの）
技術職員名簿（様式第二十五号の十四 別紙二）	●	再審査の対象となる申請書の写し（収受印のあるもの）
その他の審査項目（社会性） （様式第二十五号の十四 別紙三）	●	記載要領を参照
経営状況分析結果通知書	●	再審査の対象となる申請時の分析（写し可）
「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」において宣言していることを証する書面の写し及び誓約書 （様式第7号）	▲	審査基準日時点で宣言を行っていること
建設機械の保有状況一覧表（再審査用）	▲	新たに加点対象となった建設機械を追記
建設機械の種類に応じた以下の書類 ①アスファルト・フィニッシャ ・自動車検査証記録事項の写し ②不整地運搬車 ・建設機械に係る売買契約書の写し又はリース契約書の写し等の所有を証明する書類 ・建設機械の規格が確認できる書類（カタログ等） ・特定自主検査記録表の写し	▲	新たに対象となった建設機械のみ追加可能
経営規模等評価結果通知書/総合評定値通知書	●	再審査の対象となる通知書の写し
委任状	▲	

提示書類

再審査の対象となる経営事項審査の申請書控え一式	●	収受印のあるもの
本人確認（窓口に来られる方の運転免許証又は行政書士証票等）	●	

記載要領

様式第二十五号の十四（第十九条の七、第二十条、第二十一条の二関係）

（用紙A4）

2 0 0 0 1

不要な箇所を見え消し

経営規模等評価申請書 経営規模等評価再審査申立 総合評定値請求書

令和 年 月 日

~~建設業法第27条の28第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。~~
建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

地方整備局長
北海道開発局長
奈良県 知事 殿

申請者 印

行政庁側記入欄	項番	請求年月日	土木事務所コード	整理番号
申請年月日	01	令和 年 月 日		
許可年月日		令和 年 月 日		
申請時の番号	02	大臣コード 国土交通大臣 許可（般特）第 号		
許可時の番号	03	大臣コード 国土交通大臣 許可（般特）第 号		
審査基準日	04	令和 年 月 日		
申請等の区分	05	4		
処理の区分	06			
法人又は個人の別	07	資本金額又は出資総額 (千円)	法人番号	
商号又は名称のフリガナ	08			
商号又は名称	09			
代表者又は個人の氏名のフリガナ	10			
代表者又は個人の氏名	11			
主たる営業所の所在地市区町村コード	12			
主たる営業所の所在地	13			
郵便番号	14		電話番号	
許可を受けている建設業	15			
経営規模等評価対象建設業	16			

再審査の場合、項番05には「4」を記入
それ以外の欄は前回の申請と同じ内容を記入

変更のない部分は再審査となる
前回の申請書と同じ内容を記入

項番	1	7	3	5	10	13	審査対象
自己資本額							(千円)
基準決算							(千円)
直前の審査基準日							(千円)

利益額 (2期平均)	1	8	3	5	10	利益額(利払前税引前償却前利益) = 営業利益+減価償却実施額
営業利益						(千円)
減価償却実施額						(千円)

技術職員数	1	9	3	5	(人)
登録経営状況 分析機関番号	2	0	3	5	
経営状況分析を受けた機関の名称					

再審査となる経審の結果通知書番号
(通知書上部の行政庁記入欄の番号
01-●●●●●●●)を記入

再審査となる経審の結果通知
の年月日を記入

審査結果の通知番号	令和8年5月1日
第01-●●●●●●●号	
再審査を求める事項	再審査を求める理由
令和8年7月1日施行の改正に係る事項	制度改正のため

再審査を求める事項欄に「令和8年7
月1日施行の改正に係る事項」と記入

再審査を求める理由欄に
「制度改正のため」と記入

連絡先	氏名	電話番号
所属等		
ファックス番号		

変更のない部分は再審査となる
前回の申請書と同じ内容を記入

別紙三

(用紙A4)
2 0 0 0 4

その他の審査項目（社会性等）

建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況

建設業退職金共済制度加入の有無 4 1 3 (1.有、2.無)

退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無 4 2 3 (1.有、2.無)

法定外労働災害補償制度加入の有無 4 3 3 (1.有、2.無)

若年技術職員の継続的な育成及び確保 4 4 3 (1.該当、2.非該当)

今回の改正により社会保険加入に関する
審査項目が削除

新規若年技術職員の育成及び確保

4 5 3 (1.該当、2.非該当)

CPD単位取得数

4 6 3 5 10 (単位)

技能レベル向上者数

4 7 3 5 (人)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況

4 8 3 [1.えるぼし認定(1段階目)、2.えるぼし認定(2段階目)、3.えるぼし認定(3段階目)、4.プラチナえるぼし認定、5.非該当]

次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況

4 9 3 [1.くるみん認定、2.トライくるみん認定、3.プラチナくるみん認定、4.非該当]

青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況

5 0 3 (1.ユースエール認定、2.非該当)

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況

5 1 3 (1.「全ての建設労働者」に対する措置の実施、2.非該当)

建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度の宣言の有無

5 2 3 (1.有、2.無)

技術職員数(A) 若年技術職員数(B) 若年技術職員の割合(B/A)

新規若年技術職員数(C) 新規若年技術職員の割合(C/A)

技術者数 11 15 (人)

技能者数 8 10 (人) 技能者数 8 10 (人) 技能者数 8 10 (人)

項番52は今回の改正により新設された項目。審査基準日時点で宣言を行っている場合「1」を記入し、宣言書と誓約書を添付。

建設業の営業継続の状況

営業年数 5 3 3 5 (年)

民事再生法又は会社更生法の適用の有無

5 4 3 (1.有、2.無)

防災活動への貢献の状況

防災協定の締結の有無 5 5 3 (1.有、2.無)

法令遵守の状況

営業停止処分の有無 5 6 3 (1.有、2.無)

指示処分の有無 5 7 3 (1.有、2.無)

建設業の経理の状況

監査の受審状況 5 8 3 [1.会計監査人の設置、2.会計参与の設置、3.経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4.無]

公認会計士等の数 5 9 3 5 (人)

二級登録経理試験合格者等の数 6 0 3 5 (人)

研究開発の状況

研究開発費(2期平均) 6 1 3 5 10 (千円)

審査対象事業年度 審査対象事業年度の前期審査対象事業年度

建設機械の保有状況

建設機械の所有及びリース台数 6 2 3 5 (台)

国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況

エコアクション21の認証の有無 6 3 3 (1.有、2.無)

ISO9001の登録の有無 6 4 3 (1.有、2.無)

ISO14001の登録の有無 6 5 3 (1.有、2.無)

今回新たに加算対象となった建設機械
「不整地運搬車」「アスファルト・フィ
ニッシャ」を追加して記入
(例) 再審査前：4台
→再審査申請時：5台